

工事請負契約に係る予定価格の事前公表及び 最低制限価格の算定方式の見直しの試行実施について

入札等における競争性や公正性を害するような不正行為を防止し、建設工事における公正な入札の執行を確保するため、一部の対象工事に係る予定価格の事前公表を試行実施します。

併せて、予定価格の事前公表の対象となる工事に係る最低制限価格の算定方式を見直すこととします。

1 対象工事

契約管財局で入札を執行する、予定価格が6億円以下の次のものとしします。

(工事種目)

01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事、
06造園工事

但し、総合評価落札方式により入札を行うものを除く。

2 予定価格の公表時期

入札公告時

3 最低制限価格の算定方式

次の(1)(2)で算定した金額のうちいずれか低い金額とする。

但し、当該金額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た金額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た金額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た金額とする。

(1) $(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times a$ で算定した金額

a : 機械が無作為に選んだ係数(99.5%~100.5%の範囲内で0.01%刻み)

(2) 入札者の入札書(次のア及びイに該当するものを除く)に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上、当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除した金額。

ア 予定価格を超過した金額を記載した入札

イ 予定価格に10分の7.5を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札

※ 計算例は別紙のとおり

4 実施時期

令和2年4月1日以降に発注する案件から実施(予定)

5 その他

本件見直しに伴う制度の詳細については、改めてお知らせします。